

答 申 情 第 1 7 7 号  
令 和 6 年 6 月 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 5 年 3 月 2 0 日付け企総第 1 0 7 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

#### 記

JT との「大学のまち京都・学生のまち京都」の連携協定の公文書一部公開決定事案（諮問情第 2 7 6 号）



## 1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年10月27日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市と日本たばこ産業株式会社との「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に関する連携協定について(令和3年12月9日決定)」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「京都市と日本たばこ産業株式会社との「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に関する連携協定について(令和3年12月9日決定)」(以下「本件公文書」という。)を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年11月18日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第2号及び第4号に該当

法人の印影及び法人代表者の署名については、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用される等、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和5年2月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち「法人代表者の署名」を非公開とした部分の上部1／4の公開を求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、京都市と日本たばこ産業株式会社の間で、相互に連携及び協力して取り組むことで、「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進を図り、SDGsの達成に貢献することを目的とした「京都市と日本たばこ産業株式会社との「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に関する連携協定」の締結にあたって作成された決定書であり、この添付書類である連携協定書には当該法人の代表者の署名が記載されている。

### (2) 条例第7条第2号及び第4号に該当することについて

「代表者の署名」は支店長が氏名を自署した情報である。一般に、支店の代表者は当該法人の代表者に準ずる地位にある者であるといえ、当該職務に関する情報における氏名は公にされる情報といえるが、その署名までが一般に明らかにされている情報とはいえず、当該部分を公開した場合、自筆の署名の筆跡を模倣し悪用されるおそれがあり、法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある。

処分庁としては、そもそも自署がどのような形態であるかも含め、犯罪の予防等を検討すべきものであり、署名全体が保護すべき情報と考えられることから、部分公開の余地はないと判断する。

なお、非公開部分に記載されている支店長の氏名は、本件公文書に別途記載されている氏名と同一であることを申し添える。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 法人代表者の署名の上部 1 / 4 の公開を求める。

(2) 条例第 2 号及び第 4 号のいずれにも該当しない。署名は、法人代表者が手書きで法人代表者の氏名を記したに止まらず、その形状には特定の法人代表者を識別することができる情報が含まれていることが認められること、また、社会経済活動上署名が法人代表者の認証機能として果たしている役割を考慮すると自署による署名は公にすることにより偽造等により、当該法人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(3) 署名を非公開とする趣旨が、主として公開された署名の偽造により当該法人の権利利益、当該法人等の財産その他正当な権利利益が損なわれることを防止する点にあることを考慮すれば、必ずしもその全部を非公開とする必要はないと認められる。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、「京都市と日本たばこ産業株式会社との「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に関する連携協定」の締結にあたって作成された決定書であり、この添付書類である連携協定書に記載された当該法人の代表者の署名が非公開（以下「本件非公開部分」という。）とされている。

(2) 条例第 7 条第 2 号及び第 4 号該当性について

ア 処分庁は、本件非公開部分については、代表者の署名は支店長が氏名を自署した情報であり、一般に、支店の代表者は当該法人の代表者に準ずる地位にある者であるといえ、当該職務に関する情報における氏名は公にされる情報といえるが、その署名までが一般に明らかにされている情報とはいえず、当該部分を公開した場合、自筆の署名の筆跡を模倣し悪用されるおそれがあり、

法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあり、また、署名全体が保護すべき情報と考えられることから、部分公開の余地はなく、条例第7条第2号及び第4号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件審査請求は、法人代表者の署名の全部ではなく、上部1／4の公開を求めるものであり、条例第7条第2号及び第4号には該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。

エ 一般に、支店の代表者は当該法人の代表者に準ずる地位にある者であることから、当該署名は法人の事業活動情報であり、公開することにより、たとえ署名の上部1／4といった部分的な開示であったとしても、当該署名を模倣することで他人に悪用されるなど、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。したがって、当審議会は、当該署名が条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

なお、処分庁は、当該非公開部分について、同条第4号該当性も主張するが、第2号に該当するものであるから、第4号該当性の検討までは要しない。

### (3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年 3月20日 諮問

4月19日 諮問庁からの弁明書の提出

令和6年 5月 2日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第1回会議）

6月 7日 審議（令和6年度第2回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

※ 京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）